

## 「放課後児童クラブガイドライン」についての要望

全国学童保育連絡協議会  
会長 山本博美

日頃より学童保育施策の充実のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

今日、共働き・一人親家庭等の小学生の放課後および学校休業中の安全で安心な生活を保障する学童保育の必要性はますます高まっています。しかし、それに見合った整備がすすんでいません。

待機児童の増加、激増している入所児童数による大規模化が、子どもたちの生活と成長に深刻な問題を生んでいます。また、「生活の場」にふさわしい施設・設備、子どもたちの生活や成長に直接責任を負う指導員に関わる条件整備は大きく立ち後れたままです。保育園と比べてすべての面で整備が遅れている実態を一刻も早く解決することが求められています。

2007年10月19日、厚生労働省は学童保育（放課後児童クラブ）についてガイドラインを策定をして通知しました。貴省のガイドライン策定に対する全国学童保育連絡協議会としての考えを明らかにし、学童保育の量的・質的な拡充を図るために必要なことを要望します。

1 ガイドラインの策定によって、各地の学童保育の質的向上が図られることを望みます。

(1) 法制化しても基準をつくらず、「地域の実情に応じて柔軟に」としてきたこれまでの国の考えからみて、ガイドライン策定は一步前進と考えています。

国は、学童保育の制度化を求める保護者や指導員らの願いを受けて、1997年の児童福祉法改正により学童保育を法制化しました。しかし、子どもたちの安全で健全な育成を図る施設にもかかわらず、「地域の実情に応じて柔軟に」という方針で、「最低基準」を定めなければならず、一定の水準を確保することにも消極的でした。

その国が、学童保育を「生活の場」としている共働き・一人親家庭の子どもたちの健全育成の観点から、学童保育の「運営に当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指す」としたガイドラインを策定したことは、「基準をつくらない」と主張してきたこれまでの国の方針と比べると、不十分ながらも一步前進した方針をもったものと考えます。

(2) ガイドラインが示した「望ましい方向」で改善がすすむよう、予算措置や仕組みを要望します。

このガイドラインは「望ましい方向を示す」指針ですから、自治体や運営主体に強制的な拘束力がありません。自治体の実情などによっては、今回のガイドラインで示した「望ましい方向」が棚上げされる恐れがあります。

ガイドラインを示すだけでなく、その方向で実態が改善されるために必要な予算措置や、仕組みづくり、強力な指導・助言を行うことを要望します。

(3) ガイドラインが持つ不十分さ、問題点を改善し、よりよいものにしていくことを要望します。

私たちは「ガイドライン案」が示されたとき、「ガイドライン案」の「評価している点」も明らかにしながら、「よりよいガイドラインとなるための意見・要望」を出しました。

策定されたガイドラインは、ほとんどの点で「ガイドライン案」で示されたものと変わっていませんが、いくつかの要望が取り入れられました。

特に、「専用スペース」ではなく「専用室」を明確にしてほしいという要望に対して、「間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるように留意すること」となったことは、改善された点だと思います。

また、「最大70人までとすること」とは「1放課後児童クラブについて」であって「集団の規模」は「40人程度が望ましい」という考え方に立って出されたことは、私たちの意見・要望にも添ったものと評価しています。それらも含め、私たちが「ガイドライン案」で「評価している点」は、ガイドラインでも変更されていません。

一方、問題点を指摘して改善を求めた点は、ほとんど改善がありませんでした。特に、学童保育の役割を果たすために必要な手立て・条件整備が示されていないという問題は重大です。どの学童保育でも絶対に必要な、指導員の専任・常勤・常時複数の体制と児童数に見合った指導員の配置基準、「生活の場」にふさわしい施設・設備、障害児の受け入れのための指導員加配などが明確にされていません。

私たちが貴省に要望した「よりよいガイドラインになるための意見・要望」および公的責任において条件整備を図ることを具体的に提言した「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を取り入れて、ガイドラインについて改善を図っていただくことを、あらためて強く要望します。

2 ガイドライン策定にとどまらず、設置・運営基準をつくり、十分な予算措置を図ることを強く要望します。

(1) ガイドラインから拘束力のある設置・運営基準の策定を要望します。

共働き・一人親家庭等にとって学童保育は、保育園と同じようにはならない施設です。このことは、この間の入所児童の激増等から見ても明白です。74万人を超える子どもたちが日々生活し成長している施設に、設置・運営基準がないのは、大きな制度上の欠陥です。

早急に、ガイドラインから一步進んで、設置・運営基準をつくることを強く要望します。

\*厚生労働省も『子どもと家庭を応援する日本』重点戦略検討会議に、「保育園の子どもたちを受け入れるためには、現在の3倍の数は必要」という資料を出しています。

(2) 学童保育の量的・質的拡充のために一日も早く十分な予算措置を要望します。

今回のガイドラインは、実施主体に「望ましい方向を目指して」ほしいという立場からつくられています。また、「71人以上への補助金は3年後(2010年)に廃止するから、それまでに分離・分割をしてほしい」という国の方針も打ち出されています。これらの実現には、やはり公的責任による整備と、必要な予算措置がなければ困難です。

学童保育の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、少子化対策、仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策、子ども安全対策などなど、さまざまな課題を解決する重要な政策課題です。ぜひとも、この観点から抜本的な予算措置を強く要望します。